

公益社団法人日本橋法人会青年部会規約

(名 称)

第1条 本会は公益社団法人日本橋法人会青年部会と称する。

(組 織)

第2条

1. 本会は法人会の会員である青年層（若手経営幹部の有志）をもって組織する。
2. 本会は事業第2委員会の部会とする。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の連絡協調を図り、企業の経営に諸問題の研修、討論その他経営幹部として必要な諸事項の研鑽を行うとともに、関連活動を通じて企業および法人会の発展に資する。

(事業活動)

第4条 本会は、その目的達成のため、次に掲げる事業活動を行う。

1. 企業経営上必要な諸問題に関する研修会、討論会、研究会、懇談会等の実施。
2. 法律、経済、時事問題等経営幹部に必要な知識の習得のための研修会、講演会等の実施。
3. 会員相互の親睦のための活動。
4. 法人会事業活動に対する支援協力活動。
5. その他の目的遂行のため必要な事業。

(加入脱退)

第5条 本会の加入脱退は本人の任意の意思による。

(除 名)

第6条 本会の名誉を傷つける等の行為のあった者については、総会の決議により除名することができる。

(会 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|------------|
| 部 会 長 | 1名 |
| 副部会長 | 若干名 |
| 幹 事 | 若干名（内会計2名） |

(役員を選任・任期)

第8条 本会の役員は、総会で選任し、部会長、副部会長は幹事会で互選のうえ決定する。役員任期は2年としその任期は法人会の役員任期と同一とする。

(役員の仕事)

- 第9条 部会長は、会を代表し、部会の業務を処理する。
副部会長は部会長を補佐し、分担業務を担当し、部会長が事故にあったときは、その職務を代行する。幹事はそれぞれの分掌業務を担当する。

(会 議)

- 第10条 本会の会議は総会および幹事会とし、部会長がこれを招集し議長となる。

(総 会)

- 第11条 総会は必要の都度開催し、部会の運営に関する事項を審議決定する。

(幹事会)

- 第12条 幹事会は、本会の役員で構成し、必要の都度開催して部会の運営に関する事項を審議決定する。

(専門部会)

- 第13条 本会の事業活動を推進するため、必要があるときは、専門部会を設けることができる。専門部会の構成、内容等については、その都度役員会で協議決定し委員を選任する。

(会 計)

- 第14条 本会の経費は法人会から補給をうけるほか、必要があるときは、徴収することがある。

(法人会との調整)

- 第15条 本会の規約の改正、会の運営上特に必要と認められる事項については、法人会の同意を得るものとする。

(附 則)

- この規約は 昭和58年6月から実施する。